

耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）実施要領

（趣旨）

第1条 耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）（以下「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（事業の目的）

第2条 農地は、食料生産の基盤であるとともに、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有するものであり、県民共通の財産である。

国では、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）で、「農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める」ことが掲げられている。

本県においても、農業者の高齢化や担い手の減少等の要因により耕作放棄地の増加は喫緊の課題となっている。また、地域の農業生産を維持するためには、農地及び担い手の確保が不可欠である。再生利用が可能な耕作放棄地を積極的に解消し担い手に農地を集積・集約化することで効率的作業が可能となり、規模拡大等により農業生産力を向上させるため、本事業を実施し、農地及び担い手の確保に資することを目的とする。

（実施主体）

第3条 補助事業者は、市町村又は市町村農業委員会とする。

（実施区域）

第4条 本事業の実施区域は、熊本県内において、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む）とする。

ただし、第5条2の（2）に該当する場合は、この限りでない。

（事業の内容）

第5条 本事業の内容は次のとおりとする。

1 助成金の交付

（1）再生作業

耕作放棄地を農地（耕作地）へ再生する取組みに対して、助成金を交付する。

（2）営農定着

（1）により再生された農地における同年度の営農定着の取組みに対して、助成金を交付する。

なお、営農定着の取組みとは、営農資材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等とする。

2 交付対象農地

(1) 交付対象農地は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく権利の設定を行った農地で、農地法第32条第1項第1号に該当する農地（以下「事業対象農地」という。）とし、かつ第5条3の事業主体が所有する農地以外とする。

(2) 農用地区域外に存在するものについては以下のアからウのいずれかの条件に該当するものを交付対象農地とする。

ア 農用地区域に隣接しており、農用地区域内の農地と一体的に解消を図る場合で、病虫害の発生など、すでに農用地区域の営農に支障をきたしている、あるいは支障をきたす恐れのある場合

イ 担い手が取組む1ヘクタール以上の面的まとまりのある農地で、1ヘクタール以上の解消を図る場合

ウ 認定新規就農者が利用する場合

3 事業主体

事業主体は、事業対象農地を農地へ再生する者で、再生作業後の当該農地において5年間以上耕作する担い手（人・農地プランの中心経営体、地域計画に位置付けた農業を担う者、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織）とする。担い手である農業者が中心経営体又は地域計画に位置付けた農業を担う者に位置付けられていない場合は、事業実施年度中に、人・農地プランの中心経営体又は地域計画に位置付けた農業を担う者に、もしくは、事業を実施した翌年度中に、地域計画に位置付けた農業を担う者に位置付けること。

4 交付額の算定

交付額の算定方法は、再生された農地面積×単価（額）（千円未満は切捨て）によるものとし、単価は次に掲げるとおりとする。

	事業メニュー	助成額
自己所有地外	再生作業	定額：10 アール当たり 30,000 円
	営農定着	定額：10 アール当たり 10,000 円

また、事業対象農地の面積は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 農地基本台帳に記載されている面積

(2) 登記簿に記載されている面積

(3) 実測面積

なお、再生された農地に対する助成金の交付は、初年度1回限りとする。

5 事業の採択要件

本事業の採択要件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者が、耕作放棄地対策に取り組むこと。

(2) 再生された農地においては、原則5年間は事業主体が耕作するよう補助事業者において指導すること。

なお、採択要件を満たさなくなった場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(事業実施計画等の提出及び承認)

第6条 事業実施計画等の提出及び承認は次のとおりとする。

1 事業実施計画の承認申請

補助事業者は、本事業を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書に耕作放棄地解消事業実施計画書(別記第1号様式)を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更申請等

次に掲げる計画書及び実績書の様式は、別記第1号様式とする。

- (1) 要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- (2) 要項第6条第2項第1号の事業計画書
- (3) 要項第8条第2項の事業変更計画書
- (4) 要項第13条第2項第1号の事業実績書

(作付状況報告)

第7条 実施主体は、第5条5の(2)に規定する再生された農地の作付状況について作付けを開始した年から5年間知事に報告しなければならない。なお、報告様式は別記第1号及び第2号様式とし、作付状況を確認した日の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

ただし、交付を受けた年度に作付けした場合、初年度の報告は要項第13条の規定による実績報告をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月29日から施行する。

